

## 沖縄振興開発金融公庫の存続を求める意見書

沖縄振興開発金融公庫は、沖縄の本土復帰に伴い、沖縄における政策金融を一元的・総合的に推進し、沖縄の振興開発を金融面から支援するために設立された機関である。

本土復帰以降、沖縄振興特別措置法に基づき5次にわたる振興策が講じられてきた結果、社会資本整備の面で本土との格差是正が図られるとともに、自立型経済の構築を目指した政策展開を通して観光リゾートや情報通信産業の振興等、多方面で着実に成果を上げてきた。

その過程において沖縄振興開発金融公庫は、振興計画の下に実施される政府や沖縄県の振興施策について金融面からその施策を支えてきた。

沖縄振興開発金融公庫の実施する政策金融は、国による税制及び財政面の支援措置と並び、沖縄の振興における「車の両輪」と位置づけられ、沖縄の特殊事情に即した独自制度を運用し、地域に根ざした総合公庫として利用者の多種多様な資金ニーズに対応し、政策金融のワンストップサービスを提供するなど、本土復帰以降今日まで沖縄の振興発展に大きく貢献し、沖縄にとってその存在価値は計り知れないものがある。

直近においても、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した沖縄経済のセーフティネット機能として、沖縄振興開発金融公庫はこれまで以上にきめ細かな対応が期待されているところである。

これからの沖縄振興の推進のためには、大きな課題である子供の貧困問題の解消や、今後想定される大規模駐留軍用地跡地の開発推進等、沖縄の特殊事情に即した独自制度を迅速かつ適切に運用することができる沖縄振興開発金融公庫の存続及び各種機能の継続が必要不可欠である。

よって、本県議会は、沖縄振興開発金融公庫をこれまでどおり独立した組織として存続させるとともに、同公庫が果たしている各種機能を継続されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月8日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
金 融 担 当 大 臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て